ハイ！こちら相談室

暮らしに役立つ情報

一人暮らしの老人・未成年者の悪質商法被害が急増しています 販売方法や期間によりクーリング・オフ制度を活用しましょう。

クーリング・オフの内容と期間

取引内容	期　　間
訪問販売（家庭訪問販売・ＳＦ商法など）	契約書面の交付された日から8日間
電話勧誘販売	契約書面が届いた日から8日間
マルチ商法	契約書面の交付された日から20日間
宅地建物取引	契約書面の交付された日から8日間
生命保険契約	契約書面の交付された日から8日間
海外先物取引	契約締結日の翌日から14日間

※掲載する取引内容は一部です。詳しくは市民生活課まで問い合わせてください。

契約解除通知

左記の契約は解除します。

記

一、契約年月日
二、商品名
三、契約金額

なお、支払金額の〇〇円を返金し商品を引き取ってください。

平成　年　月　日

50円切手

□□□－□□□□

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇　株式会社

代表者　　様

住所

契約者氏名

クーリング・オフの方法《必ず書面で通知》ハガキの場合

※１証拠を残すために両面のコピーをとって、保管すること。
※２配達記録郵便にして、受付の控は保管しておくこと。
※３クレジットを利用した場合は、信販会社へも通知すること。

行政相談週間　10月21日（月）～27日（日）

◎行政相談週間について

行政相談週間は、行政相談に関する行事を集中的、重点的に実施することにより、総務省の行政相談制度に対する国民の理解と認識を深めていただき、この制度の一層の利用を図ることを目的とするものであり、毎年10月中旬に設けられています。今年は、10月21日（月）から27日（日）までの一週間となっています。

◎行政相談について

総務省では、国の行政全般についての国民の苦情や要望を受付、公正・中立の立場から関係行政機関に必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、それを通じて行政の制度及び運営の改善を図る「行政相談」を行っています。

◎行政相談委員について

行政相談委員は、行政相談委員法に基づいて、総務大臣が民間の有識者に行政相談の受付などの業務を委嘱して、地域住民の身近なところに行政相談窓口を開いているものです。市内では２人の行政相談委員が配置され、毎月定例日に行政相談窓口を開設するなど、常時、行政相談を受け付けております。

◎各種委員等合同相談所の開設

定例相談とは別に特に（臨時的に）開設する相談所で、他の各種委員などと合同相談所を次のとおり開設します。

開設日時　10月21日（月）　午後1時～4時まで
開設場所　都留市役所3階大会議室
参加機関　人権擁護委員・民生児童委員・教育相談員など

10月24日（木）には甲府市の岡島ローヤル会館で1日合同行政相談所が甲府地方法務局・山梨県弁護士会などの参加により開設されますが、詳しいことについては、総務省山梨評価事務所に問い合わせください。

問合先　山梨行政評価事務所行政相談課　☎055（252）1496